

備災を深化させよう

オミクロン株が猛威を振るう中、個人的にはワクチンの3回目接種も無事完了したのですが、全国的に新規感染者数はだいぶ減ってはきたものの、3月中旬現在、まだ高止まり状態が続いています。我々はまだまだ粛々と「新しい生活様式」を続けなければならないのですが、3回目の「予防接種済証」を持って、さまざまな行動制限がずいぶん緩和されるようになりそうですね。今回の話題は、「備災」です。

香川県中小企業団体中央会機関誌の2022年1月号で、「常に想定外の斜め上に行く近未来の現実に少しでもうまく対応することを考え始めました」と書きました。巣ごもり生活への適応ネタが尽きてきたことがもっとも大きな理由なのですが、同時に、自らが所属する日本計画行政学会の学会賞である「第19回計画賞」について、四国地区の応募団体の発掘から、予備審査、最終審査に至るまで、支部推薦人として応募団体に適宜アドバイスをやってきたことも理由の1つになります。

その団体は高知県黒潮町、応募のタイトルが「34.4m ショックから防災地域づくりの先進地へ 黒潮町の挑戦」 「対策」ではなく「思想」から入る防災」というもので、自分の中では防災に対する関心がこれまでになく高まっていたのです。幸いに黒潮町の計画は2月末の最終審査で最優秀賞に選出され、当方としても大いに喜んだのですが、手放しで、というわけにはいきません。我が身を振り返れば、防災に対する関心は高まりこそすれ、行動の深化には結びついていません。そこで、この機会に我が家の防災を深化させてみようとの考えに至った次第です。

それでは、具体的に何をすればよいのでしょうか。地方自治体などは防災計画の立案から始まって、ハード施策では「津波避難タワーの整備」、ソフト施策では「防災訓練の充実」など、実際に災害を防ぐ、減じるための手段が採れます。しかし、一個人では、災害を防ぐことなどとてもできず、災害発生後に備える「備災」がせいぜいです。そして、香川県在住の身としては、他県よりも台風も火山噴火も雪害も深刻度が相当低く、一方、南海トラフ地震は確実に起こることが想定されています。そこで、大地震発生後を想定して備災を深化させることが第一歩であると思われました。

ただし、食糧の備蓄や防災グッズの用意など、多くの防災関連図書やHPに書かれているようなことはすでにそこそこやっています。また、自宅のさらなる耐震化などにはとても手が回りません。そこで、できることは何かという考えを巡らせていったのですが、2022年3月現在までにとりあえず、①避難所としてのクルマ、②ポータブル電源、③消火器、④耐火金庫について整備しました。これらのうち、まず、①②については、せっかくN-BOX+という車中泊に適したクルマをすでに所有しているので、これを使わない手はない、そこで、整備

とは大型保冷バッグ、携帯湯沸かし器、調理道具一式、簡易トイレなどを常時積み込むことで、今や車上生活すらできそうです。さらに、非常用の電源を確保するために約600Whの容量のあるポータブル電源と、曇天で20W程度、快晴では80W以上の出力があるソーラーパネルを購入しました（これらは、普段、職場でスマホ等の充電に活用し、80%程度の残量を維持するように運用しています）。

次に、③④については、地震の際に生じる可能性のある、地域を巻き込んだ火災に対する備えです。すでに自宅新築時に消火器を1本配備してはいたのですが、使用期限をとうに過ぎており、この度業務用のモノを買い足しました。そして、火災の際に、パスポート、保険証券、預金通帳、マイナンバーカードなどの重要書類が焼失してしまえば被災後の生活のスムーズな復旧に支障を生じます。そこで、30分の耐火性能のある金庫を購入しました。これは、重量27kg、内寸法はW356×D220×H276mmであるので、中にA4サイズの耐火セーフティバッグを5つ程度収納することができます。この体制により、安価に、多少は耐火性能を高めることができそうです（もちろん、大火災発生時にはこれら程度の備えではとても間に合いません）。

この際の問題は、「各セーフティバッグに何を入れるべきか」でした。重要書類だけであれば、セーフティバッグ1つだけで十分収納できます。しかし、小さな金庫とはいえ、まだまだ余裕があるので、この際、その他の「大切なモノ」も収納しておくことが正しい備災のあり方でしょう。そこで、昔の写真などの思い出の品を取捨選択する必要が生じたのですが、こうなると、まるで「終活」の一環ですね。ちなみに、DVD-Rなどの各種の記録メディアは、火災に遭うと紙より脆弱です。しかし、メディアに記録された各種データも大切なモノであるには違いなく、しかも、各メディアには経年劣化による「寿命」があるとのこと。そこで、現状では、「高耐久性メディアであるM-DISCにアーカイブして保管する」ということになるでしょうか（読み出し機器の方が残っているのかという問題もあります）。

このように我が家の地震に対する備災を少しは深化させたわけですが、「いくら対応を図っても、現実にはさらにその斜め上に行く」との思いも確かで、在宅時に被災したのならまだしも、被災した場所が職場や旅行先であったり、さらに季節別にケース分けしたりするときりがなく、結局、「畳の上の水練」に過ぎないのでは、との自己評価になります。一方、この原稿を書いている最中に起こった東北地方の地震で、それでも少しはやっておくべきだとも思われます。しかし、現在の日本に住んでいたらほとんど想像できない、テロや武力攻撃の可能性まで想定して備災をするとすると、いよいよ一個人ではお手上げとなるような...



正岡 利朗
(高松大学経営学部 教授)

Toshiro
Masaoka

通常総会開催にあたっての留意点

4月に入り多くの組合では、決算書の作成や総会開催準備でお忙しい時期を迎えているかと存じます。通常総会開催にあたっての留意点及び事業年度終了からの事務手続きについてご紹介します。

○定足数について

総会は招集手続に従い、出席組合員が定足数（書面議決者及び委任状による代理人の出席を含む）を満たしてはじめて成立します。これは、総会の議決が有効になされるための前提条件です。

総会の定足数は、特別議決を要する事項については総組合員の「半数以上」の出席が法に規定されていますが、普通議決事項については特に定めはありません。しかし、多くの組合では、定款参考例に倣って半数以上の出席を定めていますので、それにしたがって定足数に達しているかどうかを確認する必要があります。

○議長について

議長は、総会開催ごとに、出席した組合員の中から選任します。また、公正な議事進行のため議長には議決権がなく（但し、選挙権は有する）、代理人をもって議決権を行使することも他の組合員の代理人になることもできませんが、普通議決事項において可否同数の場合は議長が決定権を行使することができます。

○議決権及び書面・代理人出席について

組合員は、出資の多寡、事業規模の大小等に関係なく、平等に1個（票）の議決権と役員選挙権を有します。また、組合員が総会に出席できない場合は、書面や代理人によって議決権、役員選挙権を行使することができます。ただし、書面または代理人による議決権及び役員選挙権の行使では次の点に留意してください。

- ・書面または代理人による権利の行使は、あらかじめ総会招集通知によって通知のあった事項に限られます。
- ・代理人の資格は、組合員の親族、使用人または他の組合員に限られます。
- ・代理人は、代理権を証する書面（委任状）を組合に提出しなければ権利の行使はできません。
- ・代理する人数は、定款の規定以上の人数を代理することができません。

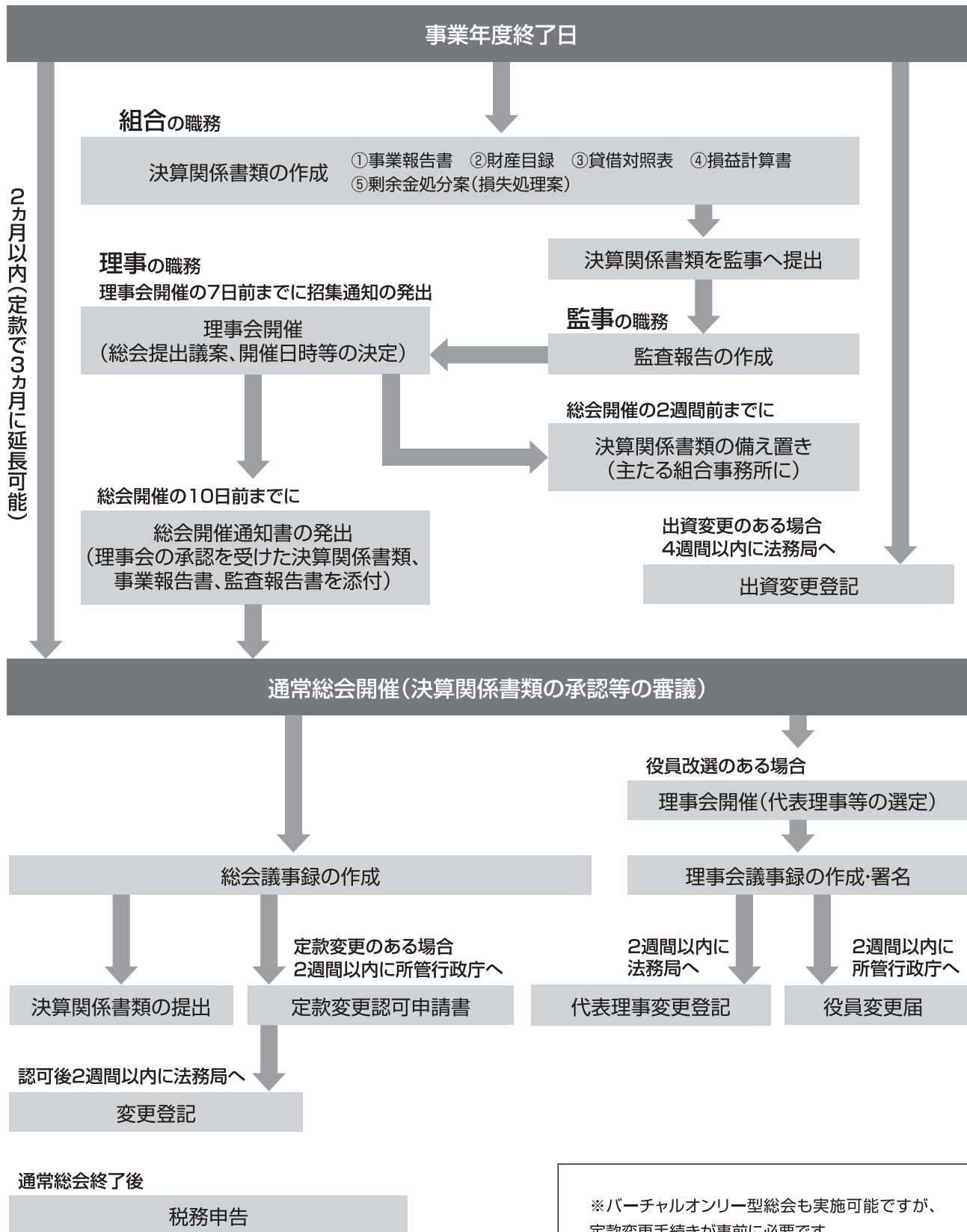
なお、「白紙委任状」は、組合員が総会に関して全般の責任を持つ理事長に、代理人の選任を一任したと解されますが、委任状として効力を発生させるには、総会までに白紙の箇所（代理権を行使する者の氏名）を補充しなければならないことに注意してください。

○議決事項・方法について

議決事項には、法の定めにより必ず総会で議決しなければならない「法定議決事項」と、定款及び理事会において総会の議決が必要と判断された「任意議決事項」があります。また、議決方法には組合組織の根本に影響を及ぼすため、特にその議決に慎重を期する必要がある「特別議決」と、特別議決以外の事項について用いられる「普通議決」があります。事業協同組合における議決方法及び議決事項等の一例については次のとおりです。

	議決の方法	議決事項	議決要件
法定議決事項	特別議決	定款の変更	総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決による。
		組合員の除名	
		組合の解散	
任意議決事項	普通議決	規約の設定、変更又は廃止	議決権数の過半数による。
		収支予算及び事業計画の設定又は変更	
		経費の賦課及び徴収の方法	
		決算関係書類の承認	
		役員改選	
任意議決事項	普通議決	借入金残高の最高限度	議決権数の過半数による。
		役員の報酬（理事と監事の別）	
		剰余金の配当	
		その他理事会において必要と認められた事項	

事務手続きフロー図



※理事会及び総会開催の招集通知日につきましては、各組合の定款をご確認ください。

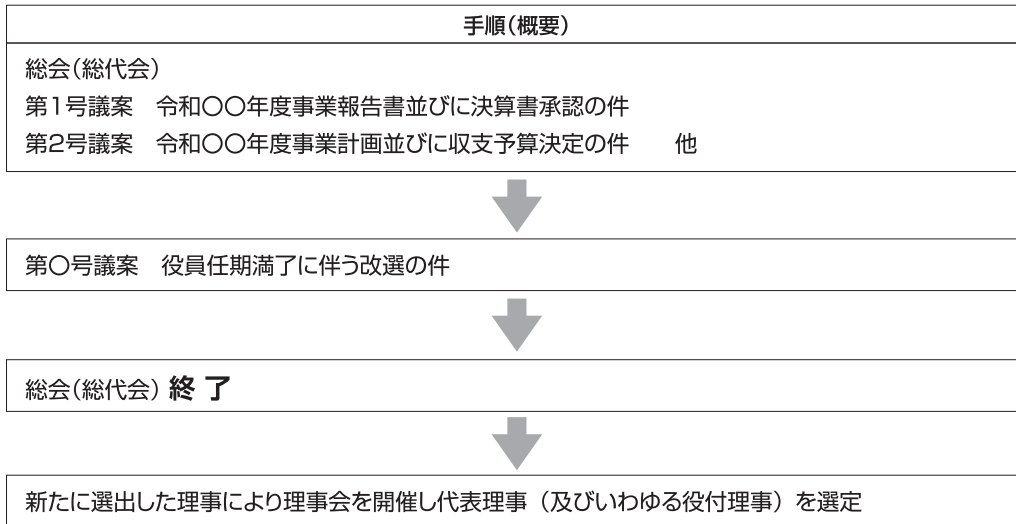
※バーチャルオンリー型総会も実施可能ですが、
 定款変更手続きが事前に必要です。
 詳しくは本会指導員までご相談下さい。
TEL.087-851-8311

役員改選時における代表理事選定に際しての手順について

役員改選時における代表理事選定に際しての手順について「法律及び定款に基づかない不適切な方法にて行われている」として、法務局が代表理事変更の登記申請を受理しないケースが出てきております。

つきましては、下記により適切な手順(例)の内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

【適切な手順(例)】



《ポイント》

- 代表理事選定のための理事会は、原則として総会(総代会)終了後に行う必要があります(代表理事が重任する場合を含む)。
- 理事の任期は総会(総代会)の「終結時」までであり、総会(総代会)終結前に、新たに選出した理事による理事会を開催して代表理事を選定することは「予選」に当たることから不適切な手順とされ、代表理事変更の登記申請が受理されない可能性が高いので注意してください(新旧理事が全員同じ場合を除く)。
- 理事全員の同意がない場合は、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することはできません。

通常総会における書面出席の通知について

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されているところでもあり、通常総会において組合員は書面により議決権を行使することも可能です。その際は案内時に、開催通知※、返信用文書(書面議決書※)、通常総会議案書(事業計画及び予算等を含む)を組合員に通知してください。

※上記2文書は、下記の本会ホームページにてダウンロード可能です。ご活用ください。

<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/chuokai/download/index.html>

(議決権及び選挙権)に関する中協法の規定内容

- 第11条 組合員は、各々1個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。
- 2 組合員は、定款の定めるところにより、第49条第1項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。
- 4 前2項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 第49条 総会の招集は、会日の10日前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

☆事務手続き等について、ご不明な点がございましたら本会指導員までご相談ください。

中央会だより

大学・地域共創プラットフォーム香川の設立総会が開催される

3月28日、「大学・地域共創プラットフォーム香川」の設立総会が香川大学（高松市）にて開催されました。

人口減少が加速する中、地域が抱える課題の解決や産業振興などに取組み、地域で活躍する若者の人材育成や定着などを図ることを目的に、県や市町、大学、経済団体など産学官が連携し、今回の発足へと至りました。

県内では、高校生の県内大学進学率が2割、大学生の県内就職率は半数以下となるなど、若年層の人口流出は過去に類を見ないほどとなっています。解決には若者が活躍できる場の創出や多様な働き方、暮らし方ができる地域づくりを進めていく必要があります。今後の活動としては、県内大学進学や県内企業就職の促進に向けた連携、地域社会を支える人材の育成・定着などを行う予定となっています。

総会当日は、オンライン参加を含め訳35名が出席し、会長に香川大学の寛学長が選出されました。寛学長からは、「オール香川で、これまでにない大きな枠組みの組織となった。高等教育の向上や地域社会の活性化に資する取組みを一丸となって推進していく。」とのお話がありました。



▲設立総会の様子



▲役員一同

半世紀で加入企業 **100万社** 以上の実績！

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

国の制度だから

安心

国から掛金の助成を受けられます

社外積立だから

簡単

従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします

掛金は全額非課税だから

有利

節税に加え、手数料もかかりません



加入範囲、**広がっています！** 事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。

詳しくは ▶ **中退共** **検索**

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいぎょう
略称：中退共

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

県内における 主要3指標の前年同月比DI値は悪化

2022年2月

Industry Information

製造業	食料品	<ul style="list-style-type: none"> ●昨年12月の業務用小麦粉価格の値上げ、資材費、物流費等の上昇により一部の企業で商品の値上げを実施する。(製粉製麺) ●出荷量ベースでは組合全体として前年同月比106.5%(1月分)、出荷量比較としては前年累計対比97.6%であった。先日、定例会において4月から各社商品の値上げについて情報交換があった。また、コロナ禍の厳しい状況の中でもスーパーマーケットトレードショー出展の報告もあった。(調理食品) ●日本冷凍食品協会による12月の冷凍食品生産数量は昨対101.5%となり、令和3年の累計は100.3%となった。2月末時点、31の都道府県でまん延防止等重点措置が実施されており、業務用冷凍食品の荷動きは良くない。また、原材料の値上げに加え、国内外の輸送コストやエネルギー値上げなど多くの懸念事項が重なっている。(冷凍食品) ●組合員の売上状況は、ほぼ前年同月比で前年並みで推移しているものの、商品の価格値上げを検討している模様である。食品業界全般において原材料費の高騰に原油高や円安が加わったコスト上昇型のインフレーションの経済情勢にある。醤油原材料の高騰(大豆、小麦、食塩、副資材など)で企業努力だけでコスト吸収を図るのは極めて困難な状況になっている。(醤油) ●小麦粉価格高騰により2月から商品価格の値上げを実施した。(手延素麺)
	繊維工業	<ul style="list-style-type: none"> ●12月は寒さも加わり、販売は久しぶりに良い方向(対前年比同等までは届かず)に進んでいたが、1月・2月のオミクロン株感染拡大の影響で急激に販売が止まり、クリアランスセールに大きな影響を与えている。ゴルフ手袋・オートバイ用手袋を中心としたアウトドア用手袋の需要は順調に回復しているが、生産地であるインドネシア・ベトナムのコロナ感染症による時短営業も未だ続いており、生産の遅れと航空運賃の負担も収益に影響している。(手袋)
	木材・木製品	<ul style="list-style-type: none"> ●1月までは比較的好調だった家具業界だが、多種多様な商品が値上がり傾向にある中、消費の減速を感じる。コロナ感染拡大の悪影響、円安、原油高と今後の経済減速不安は大きい。当組合は香川県産木を活用したもののづくりを推進させ、SDGsの取組としてブランディングに注力する方向である。(家具) ●コロナ禍で価格は高止まりのまま推移しており、注文住宅工期の遅れも続いている状況下でウクライナ情勢による今後の輸入材に不安がある。(製材) ●在宅勤務が増え、仕事をするスペース確保のためか、戸建てへの住み替え需要により住宅着工数が増え、ウッドショックによる木材価格の高止まりもあり、売上高は増加している。(木材)
	印刷	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナウイルス感染症の拡大も2年が過ぎ、まだまだ行動が規制されている中、印刷業界においてはイベント等の活動が少しではあるが動いているものの前年と比べてもあまり変動がなく、低水準で推移している。(印刷)
	窯業・土石製品	<ul style="list-style-type: none"> ●資材や工具類の値上げが行われているが製品価格に反映できずに利益を圧迫している。また、職人の高齢化による廃業があった。後継者不足や技術伝承の問題がより深刻化を増している。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品	<ul style="list-style-type: none"> ●原材料の値上がりが続いているが、販売価格が思うようにならない。(鋳物) ●原油高から派生する各種部材・原材料の想像を超える高騰、世界的な電子部品不足が当業界のユーザー(メーカー)の製品完成に支障をきたし、結果として生産調整期に入っている。コロナ禍収束も見通せず、先の先を信じて長いトンネルを歩き続けている状況である。(鍍金) ●建築鉄骨の県内物件は少ないものの商社など県外物件の対応により組合員全体としては、仕事量を一定程度確保している。しかし、価格面では鋼材等の値上がりが分の価格転嫁や手配難航などの課題もあり、先を見越した見積価格の提示や納期の設定、先行発注などの対策が必要となり、厳しい状況が続いている。(建設用金属)
	輸送用機器	<ul style="list-style-type: none"> ●工事量、人員は共に安定している。しかし、この先の船種によっては仕事量が減り、人員も減少する業種が出てくると思われる。(造船)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●今年も祭り等各種イベントの開催が危ぶまれており、大変危惧している。(団扇) ●2月11日～13日、栗林公園園工奨励館にて第39回香川の漆器まつりを開催。コロナ禍で来場者や売上が危惧されたが天候にも恵まれ、昨年並みの人出と売上があった。ただ、2月全体で見るとやはり全国的なイベントの縮小もあり、売上は低迷している。(漆器) ●2月の業況は前年同月と比べて売上が半分を下回った。小売店の売上が悪化し、ほとんど動きがなかった。トラックでの配達も燃料代の方が高つくき、出る度に赤字である。(綿寝具) 	
非製造業	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ●全ての商品が値上がりしており、問題である。(セメント)
	小売業	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置によって、スーパーなどの量販店は好調、飲食などの業務用は不調と組合員の業務によって2つに分かれる1ヶ月であった。(青果物) ●原油高騰により、卸売価格は上昇しているが、小売価格に反映できておらず、また、県外安売業者の値下げ等があり、逆に小売価格は下げざるをえない状況で苦しい経営が続いている。(石油) ●商品不足が一部続いており、地域店の商売にも影響がある。一方で、巣ごもり需要や在宅勤務の継続で白物家電は依然として好調さを保っている。地域店からお客さんに積極的に提案することで自店商売に弾みをつけるように日々頑張っている。(電機)
	商店街	<ul style="list-style-type: none"> ●2月はオミクロン株による急激な感染拡大となり、多くの人が再び不要不急の外出を控えたことで飲食店のみならず物販店でも幅広く売上にダメージが出た。2月は元々比較的売上の小さい月であるが、感染者数が高止まりしており、3月以降にも影響が出ているため、先行きが懸念される。今のところ富裕層による高額品購入は継続しており、売上全体の大きな底上げとなって少しの安心感にはつながっているが、米国の利上げやウクライナ情勢により世界的に株価が大きく下落していることや資源や原材料価格の高騰が多くの商品やサービスの価格を押し上げており、明らかな物価高を実感させられることで今春以降は一段と消費者の財布の紐は堅くなると思われる。(高松市)

2月の県内景況における業界の主要3指標の前年同月比DI値は悪化した。売上高DI値は-22.9ポイントで前月調査の-12.5ポイントから10.4ポイント、収益DI値は-45.8ポイントで前月調査の-33.3ポイントから12.5ポイント、景況DI値は-39.6ポイントで前月調査の-31.3ポイントから8.3ポイントそれぞれ悪化した。

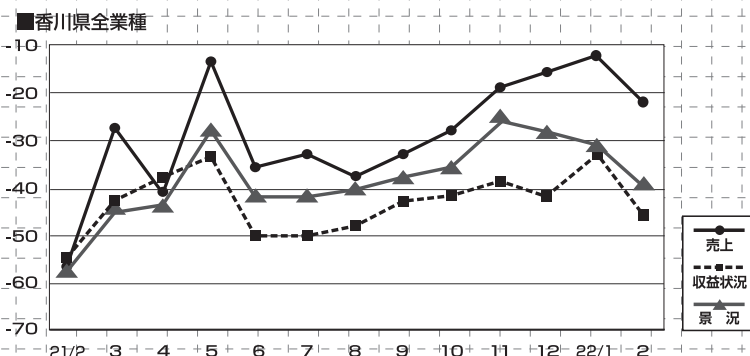
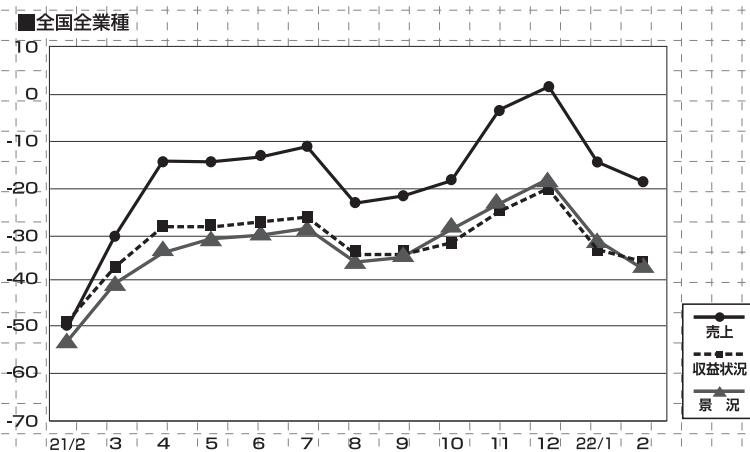
変異株の高止まりやまん延防止等重点措置の期限延長、原材料価格の高騰に加え、ウクライナ侵攻による先行き不安の声も寄せられている。

非製造業	商店街	<ul style="list-style-type: none"> ●2月は丸1ヶ月間、まん延防止等重点措置期間のため、飲食店は休業している店も多く、静かな1ヶ月間だった。感染者も減少せず、いつまで続くのか不安である。その上、戦争、原油などの値上がりでこの先、物価はどんどん上がっていきそう。夏に商店街にホテルがオープン予定であり、明るいニュースである。(高松市) ●当店は和菓子店だがコロナの影響が続き、法要等の集まる人数が減少しているため、個人だけでなく、葬祭場等の注文が減少している。(坂出市) ●通常2月は小売業にとって「二八(にっばち)」と呼び、1年のなかでも売上が落ち込む月だが「こんなに悪い2月は経験したことがない」との店主の声を多く聞いた。当店でも同感であり、「打つ手がない」というのが実感である。(丸亀市) ●当組合員で40~50代向けの50年以上営業してきたハイセンス衣料品店が閉店した。街にとって1つの看板店だっただけに残念だ。近隣の喫茶、飲食店の駐車場も空きが目立つ。当店においても新規商品の大阪、神戸への仕入れに出られず、季節商品の入れ替えに資金面も含め大変苦労している。商品の循環悪化は各種小売業者に共通する問題であり、さらに商況を悪化させる。(観音寺市)
	サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置の適用以降、キャンセルが増加し、宿泊人数は大幅に減少している。3月は、県内において新体操の交流大会開催や春休みもあるが宿泊の増加は期待できない状況である。また、夜の宴会も依然として低調である。(旅館) ●「事業復活支援金」等(都道府県・市町村の支援金、協力金等も含む)の申請について全国生活衛生同業組合中央会が理容、美容、クリーニング、公衆浴場等の生活衛生関連16業種の組合員に対し、申請のサポートを希望する者へ専門家(行政書士)支援の申込受付を行っている。(美容)
	建設業	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症の拡大が依然、終息の兆しが見えない。厚生労働省はオミクロン株の感染拡大を受け、濃厚接触者の待機期間を短縮するよう、都道府県などに通知した。10日間としていた濃厚接触者の待機期間を原則7日間とするとともに、公共工事などに従事するエッセンシャルワーカーは2日にわたる検査を組み合わせて5日目に待機を解除することを認めるとした。建設現場は、比較的感染条件は少ない場合が多いが、家庭内感染などいかなる場合にも感染症対策継続を実施しなければならない。(総合建設)
	運輸業	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響により営業収入、輸送人員ともに減少しており、非常に厳しい経営状況が続いている。(タクシー) ●令和4年1月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、0.1%減となり、対前月比では12.0%減となった。また、1月分利用車両数の対前年同月比は、0.9%減となった。(トラック) ●国土交通省2月28日発表のトラック輸送情報(2021年12月分)によると、四国における一般貨物の状況は対前月比101.5%、対前年同月比102.6%であった。品目別では、建設関連の需要増により「セメント」が、商社・問屋からの貨物増及び季節的需要増により「野菜・果物」、「食料工業品」及び「日用品」が、また、「揮発油」の輸送量が増加したと回答する事業者があった。一方、「機械」の輸送量が減少したと回答する事業者があった。(貨物)

香川県内の業種別DI値の変化(対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況	
製造業	食料品	☁️	☔️	☁️
	繊維・同製品	☔️	☔️	☔️
	木材・木製品	☀️	☁️	☁️
	印刷	☁️	☁️	☁️
	窯業・土石製品	☀️	☀️	☀️
	鉄鋼・金属製品	☔️	☔️	☔️
	輸送用機器	☁️	☁️	☁️
	その他	☔️	☔️	☔️
非製造業	卸売業	☁️	☁️	☁️
	小売業	☁️	☔️	☔️
	商店街	☔️	☔️	☔️
	サービス業	☔️	☔️	☔️
	建設業	☔️	☔️	☔️
	運輸業	☔️	☔️	☔️
	その他	☁️	☁️	☁️

DI値の推移(対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。
<http://www.chukai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内

○中小企業向け制度

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け一般的な業況悪化を来し、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 ①最近1カ月の売上高又は過去6カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高が、前4年のいずれかの年の同期比5%以上減少している方 ②業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合や、店舗増加や合併、業種転換等により前4年のいずれかの同期と単純に比較できない場合等で、直近1カ月の売上高又は過去6カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高(業歴6カ月未満の場合は、開業から最近1カ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a.過去3カ月(直近1カ月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10～12月の平均売上高
資金用途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給(※1)	下記に記載の通り
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：6億円以内

(※1)利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2)元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

[利子補給制度について]

- ①残高3億円まで、当初3年間、0.9%を利子補給
- ②残高6億円まで、お借入期間中、商工中金所定の利率が日本政策金融公庫の基準を上回る場合にその差分を利子補給
- ③特別利子補給制度(注)

[特別利子補給制度について]

別途「特別利子補給制度」により、一定の要件を満たす方は、元高3億円のお借入残高に対して、当初3年間は金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。

※一定の要件：売上減少が中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上等

※利子補給金の請求に関する具体的な手続き、要件に関する事項、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業基盤整備機構ホームページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株式会社商工組合中央金庫
高松支店
〒760-0052 高松市瓦町 1-3-8
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1.最近1カ月間の売上高または過去6カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方 2.業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月間の売上高または過去6カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高(業歴6カ月未満の場合は、開業から最近1カ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1)過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高 (2)令和元年12月の売上高 (3)令和元年10月から12月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額(いずれも別枠)	国民生活事業	8,000万円	
	中小企業事業	6億円	
ご返済期間(うち据置期間)	設備資金20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金20年以内(うち据置期間5年以内)		
利率(年)(注1)	国民生活事業	6,000万円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率-0.9% 4年目以降：基準利率
		6,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	3億円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率-0.9% 4年目以降：基準利率
		3億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1)基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。
(注2)一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間は実質無利子となります。

〈支店窓口〉株式会社 日本政策金融公庫 高松支店
URL : <http://www.jfc.go.jp>
〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

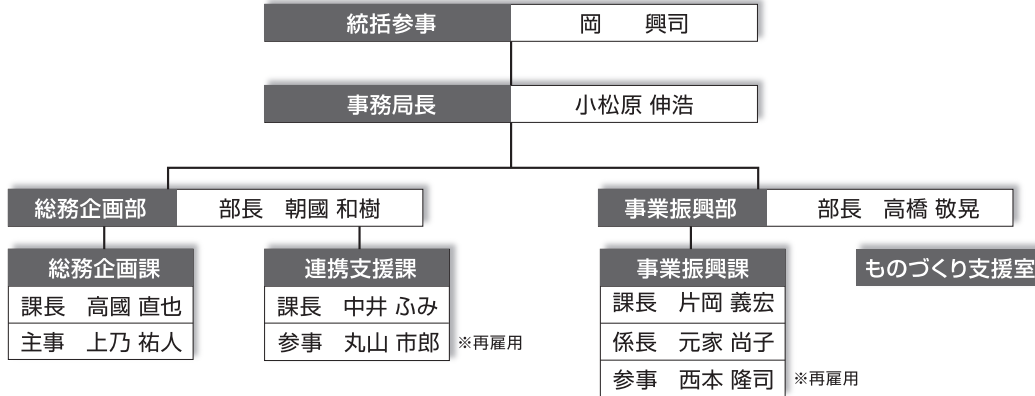
国民生活事業(2階) Tel.0570-085-298 Fax.087-822-9274
中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423
農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

香川県中央会 令和4年度事務局機構図

本会は、4月1日付で下記のとおり、人事異動を行いましたのでお知らせいたします。

新 任	退 任
統括参事 岡 興司 (4月1日付)	専務理事 西尾 伊知郎 (3月31日付)

香川県中小企業団体中央会事務局・機構図 (令和4年4月1日現在)



退職のご挨拶

西本 隆司



3月末をもちまして定年退職となりました。この2年余りは事業も十分に実施できず申し訳ありませんでしたが、在職中のご指導ご鞭撻に感謝いたしております。

4月からは持つてる男?に後任を託し、一兵

卒として、皆様のお役に立てればと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

就任のご挨拶

事務局長 小松原 伸浩



事務局長就任に際しまして一言ご挨拶申し上げます。会員組合の皆様を取り巻く状況は、長引く新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済活動の制約に加えウクライナ情勢の緊迫化に伴う原材料・エネルギー

コスト増加など、極めて厳しい経営環境に置かれています。微力でございますが会員組合の皆様の発展のため全力を尽くしてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

また、下記事務所において「ものづくり支援室」を設置しています。
〒760-0071 香川県高松市藤塚町3丁目3-15 太洋物産ビル2階
TEL: 087-802-3722 FAX: 087-802-3723

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	20代で得た知見	F	KADOKAWA/1,430円
2	ジェイソン流お金の増やし方	厚切りジェイソン	ぴあ/1,430円
3	70歳が老化の分かれ道	和田秀樹	詩想社/1,100円
4	人は話し方が9割	永松茂久	すばる舎/1,540円
5	本当の自由を手に入れるお金の大学	両@リベ大学長	朝日新聞出版/1,540円

香川県書店商業組合調べ